

## 建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領

### (目的)

第1条 建設現場を男女ともに働きやすい環境を整えるため、男女それぞれが快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 大分市上下水道局が発注する工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- (2) その他発注者が指定する工事

### (快適トイレの仕様)

第3条 現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「(1)快適トイレに求める機能」及び「(2)付属品として備えるもの」をすべて満たすものとする。なお、女性が現場で働く場合は、男女別で各1台設置することを標準とする。

#### (1) 快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ア 洋式便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 匂い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

#### (2) 付属品として備えるもの【必ず実施】

- ア 現場に男女がある場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- エ 鏡と手洗器
- オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### (3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ア 室内寸法 900×900mm以上（面積ではない）
- イ 擬音装置（機能を含む）
- ウ 着替え台
- エ 臭気対策機能の多重化
- オ 室内温度の調整が可能な設備
- カ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場等）

(参考) 快適トイレの標準仕様イメージ (国土交通省資料)

### 1. 快適トイレに求める機能

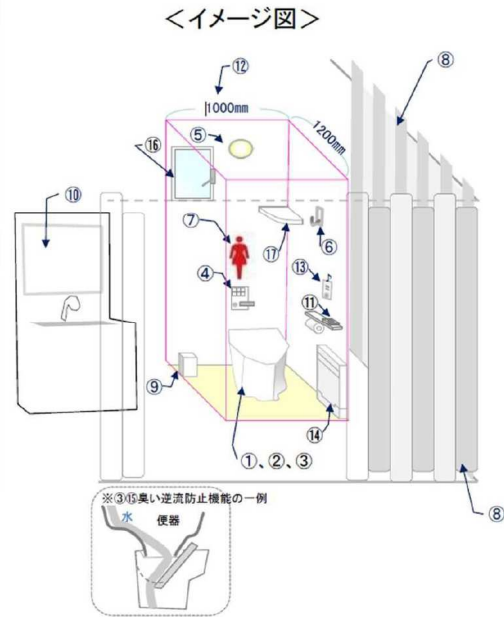
- ①洋式(洋風)便器
- ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

### 2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

### 3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ⑬擬音装置(機能を含む)
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場(トイレトーパー予備置き場等)



(実施方法)

第4条 実施方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 発注者は、「快適トイレ」設置対象工事であることを特記仕様書に明示する。なお、当初設計時に快適トイレに要する費用は計上しない。
- (2) 快適トイレ設置を希望する受注者は、工事着手前に、指示・承諾・協議書により監督員と協議を行うものとする。なお、快適トイレ設置を希望する旨の協議がない場合には、本要領を適用しないものとする。
- (3) 受注者は、快適トイレを設置する前に、「快適トイレチェックシート(別紙)」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。
- (4) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、設置しようとする快適トイレが本要領の仕様を満たすことを確認する。
- (5) 受注者は、監督員の確認を受けた快適トイレを設置し、設置後、速やかに指示・承諾・協議書に設置完了写真を添えて監督員に提出するものとする。
- (6) 監督員は、「快適トイレチェックシート(別紙)」により、現場または机上にて設置された快適トイレの確認を行う。
- (7) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積書を監督員に提出するものとする。なお、提出する見積書は、賃借料、運搬費、設置費、撤去費、管理費等を別項目とした快適トイレに要した費用の内訳が確認できるものとする。
- (8) 監督員は、提出された見積書に基づき、快適トイレに係る費用を積算し設計変更を行う。なお、(1) 快適トイレに求める機能のア～カ及び(2) 付属品として備えるもののア～オに係る費用については、従来品相当金額を差し引くこととする。

(積算方法)

第5条 積算方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象とする1工事あたりの設置数の上限は、男女1基ずつとし合計2基までとする。  
また、ハウス型等の男女別トイレが一体型となっているもの(男女の入口が別々になっているものに限る。)については1基までとする。なお、「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、施工箇所ごとに計上できるものとする。
- (2) 対象費用は、快適トイレの賃借料のみとし、運搬費、設置費、撤去費、管理費は共通仮設費の率分に含まれるものとして費用の対象としない。
- (3) 計上する費用は、積算上の差額(実際にかかった費用から従来品相当金額の10,000円/基・月(従来品)を除いた額)とし、51,000円/基・月を上限額として共通仮設費の営繕費に積上げ計上するものとする。また、ハウス型等の男女別トイレが一体型となっているもの(男女の入口が別々になっているものに限る。)については102,000円/基・月を上限額とすることができる。
- (4) 計上の対象とする期間は、快適トイレを設置した実績期間とし月単位で計上する。なお、1月未満の計上数は以下の算定式を用いて算出(少数第2位を切捨てし第1位まで)する。

$$\text{(算定式)} \quad \text{設置日数} \div 30 \text{ (1月当り日数)}$$

- (5) 1工事あたりの設置数の上限を超えて設置する場合や、計上する費用の上限額を超える費用については、別途計上は行わない。ただし、現場環境改善費(率分)を計上している場合は、現場環境改善の対象とすることができる。

<具体的な計上方法例>

- ①実際に導入した快適トイレ費用が70,000円/基・月の場合  
→ 積算上の差額: 60,000円 → 積算で計上する費用: 51,000円/基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用が40,000円/基・月の場合  
→ 積算上の差額: 30,000円 → 積算で計上する費用: 30,000円/基・月
- ③実際に導入した快適トイレ費用が男女一体型ハウス100,000円/基・月の場合  
→ 積算上の差額: 90,000円 → 積算で計上する費用: 90,000円/基・月
- ④実際に導入した快適トイレ費用が男女別一体型ハウス200,000円/基・月の場合  
→ 積算上の差額: 190,000円 → 積算で計上する費用: 102,000円/基・月

(配慮事項)

第6条 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の各号に配慮することとする。

- (1) 全般  
女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
- (2) 設置位置  
女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということがないように、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

(その他)

第7条 その他事項については、以下のとおりとする。

- (1) 本要領に基づき実施した内容については、工事成績評定の加点対象としない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月1日以降から施行する。

ただし、施行日以前の工事についても、受発注者協議により適用できるものとする。